(趣旨)

- 第1条 この訓令は、登別市税条例(昭和25年条例第26号。以下「条例」という。)第153条第1項第2号及び第3号(災害被害者に対する個人の市民税、固定資産税並びに国民健康保険税の減免に関する条例(昭和43年条例第23号)の適用を受けるものを除く。)に規定する国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免について、必要な事項を定めるものとする。(減免の原則)
- 第1条の2 保険税の減免については、申請の内容を十分精査し、他の納税義 務者との均衡を失することのないよう適正に決定しなければならない。 (減免の対象)
- 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより生活が著しく困窮 し、保険税を納付することが困難であると認められる場合について、保険税 を減免することができる。
  - (1)納税義務者又はその世帯の生計を主として維持する者の収入が、死亡、 心身の重大な障がい、疾病、負傷等により、著しく減少したとき。
  - (2) 納税義務者又はその世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したとき。
  - (3) 保険税の賦課期日以後において生活保護法(昭和25年法律第144 号)に規定する保護を受けたとき。
  - (4)被保険者が、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条の 規定により、療養の給付等の制限を受けたとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、これらと同程度の特別の事情がある場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。

(減免の期間)

- 第3条 減免の対象となる保険税は、第5条の申請書の提出があった日の属する年度(以下「減免対象年度」という。)に課された保険税とする。ただし、前条第4号の規定に該当する場合は、この限りでない。 (減免の割合等)
- 第4条 国民健康保険税の減免を行う場合の減免割合等は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定により算定された減免額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(減免の申請)

- 第5条 条例第153条第2項の申請書は、国民健康保険税減免申請書(別記様式第1号)とする。
- 2 保険税の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前項の申請書に別表第2に定める書類等の写し(以下「証明書類」という。)を提

出するものとする。ただし、公簿等で確認ができる場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前2項の規定により申請者から申請書及び証明書類(以下「申請書等」という。)の提出があった場合において、当該申請書等の内容について補正を行う必要があると認めるとき、又は証明書類が不足していると認めるときは、申請者に対して補正又は証明書類の追加を求めることができる。
- 4 市長は、申請書等を受理したときは、これを速やかに審査の上、国民健康 保険税減免(承認・不承認)決定伺書(別記様式第2号)により処理をし、 国民健康保険税減免(承認・不承認)決定通知書(別記様式第3号)により 申請者に通知するものとする。

(申請の不承認)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保険税の減 免の申請を承認しないものとする。
  - (1) 申請者の属する世帯が第2条各号のいずれにも該当しないこと。
  - (2) 申請者の属する世帯が別表第1に定める条件又は基準に合致しないこと。
  - (3) 申請書の提出のあった日が減免対象年度の最終納期限前でないこと(第2条第4号に掲げる場合を除く。)。
  - (4) 申請者が証明書類の提出に応じず、又は事情聴取に応じないこと。
  - (5) 申請者が虚偽の申請をしたこと。

(減免の取消し)

- 第7条 市長は、納税義務者が虚偽の申請その他不正の行為により保険税の減免を受けたことを発見したとき、又は保険税の減免を受けるべき理由が消滅したと認めたときは、直ちにその者に係る減免の全部又は一部を取り消し、国民健康保険税減免取消通知書(別記様式第4号)により納税義務者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、納税義務者が現に決定を受けている 減免額を超える保険税の減免を受けることができる事由が新たに生じた場合 で、当該新たな事由による保険税の減免の申請があったときは、当該現に受 けている保険税の減免を取り消すものとする。

(減免額の変更)

第8条 市長は、減免の決定後に、賦課額等に変更が生じたときは、新たに減 免額を決定することができる。この場合においては、再度減免の申請があっ たものとみなし、第4条の規定に基づき減免額を算定する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成21年訓令第9号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第22号)

この訓令は、平成25年11月5日から施行し、この訓令による改正後の登 別市国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱の規定は、平成25年4月1

### 日から適用する。

附 則(平成27年訓令第24号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第4条関係)

事由	減免割	 合等
第2条第1号及び	当該世帯の所得金額の計が1,0	00 万円以下である場合
第2号	当該世帯の見込所得金額の計/	減免割合
	当該世帯	
	の保険税の算定根拠となった所	
	得金額の計	
	3割未満	保険税額の10分の7
	3割以上4割未満	〃 の10分の6
	4割以上5割未満	〃 の10分の5
	5割以上6割未満	〃 の10分の4
	6割以上7割未満	〃 の10分の3
	7割以上8割以下	" の10分の2
	1 見込所得金額は、原則として	、保険税の賦課期日の属する
	年の1月1日から12月31日	までの所得をもって算定した
	年間収入金額について、次に掲	<b>計る方法により算出した額の</b>
	合計額とする。	
	(1)事業による収入については	は、その必要経費に相当する額
	を控除して得た額	
	(2)給与、賞与、雇用保険失業	
	給与所得控除額に相当する額	_, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	(3)各種年金(非課税年金を含	
	年金控除に相当する額を控除	
	(4) 仕送り等のその他の収入に	
	2 年間収入金額は、次のとおり	-
	(1)収入金額が確定しているも	•
	の金額を年間収入金額とする。	
	(2)収入金額が一定していない	
		のあるものは、申請前3か月
	の平均月収(収入月が3か月	未満の場合は、その間の平均

	の収入月額)にその年の収入が継続すると予想される月数
	を乗じた額を年間収入金額とする。
	(3)前2号で推計することが困難である場合は、申請者の申
	告する額を年間収入金額とする。
	3 前2項の見込所得金額の算出に当たっては、地方税法第3
	13条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、
	所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によ
	らないで計算するものとする。また、医療費等の控除は行わ
	ないものとする。
	4 前3項の条件及び基準により算定した減免後の保険税額が
	見込所得金額で保険税を再算定した額より低い場合は、この
	表の減免割合は用いず、減免前の保険税額から見込所得金額
	により算出した保険税額を控除した額を減免額とし、減免後
	の保険税額を算定する。
	5 所得の減少事由が譲渡所得や一時所得など一時的なもので
	ある場合は、対象外とする。
第2条第3号	現年度分に係る未納保険税額の全額
第2条第4号	拘禁等の事由が生じた日の属する月から当該事由の消滅した日
	の属する月の前月までの期間の当該被保険者に係る所得割及び
	均等割保険税月割額の全額を免除する。
	ただし、当該被保険者が単身世帯を形成している場合は、平等
	割保険税月割額の全額をあわせて免除する。
第2条第5号	市長が必要と認める割合

### 別表第2 (第5条関係)

事由	必要な書類
第2条第1号及び	確定申告書の控え
第2号	給与支払明細書又は源泉徴収票
	年金支払通知書、休廃業届又は退職したことがわかる書類
	その他収入を確認できる書類
第2条第3号	生活保護受給証明書
第2条第4号	在監証明書等拘禁等されたことがわかる証明書
第2条第5号	市長が必要と認める書類

#### 国民健康保険税減免申請書

年 月 日

(F)

登別市長 様

申請者 住 所 氏 名 個人番号 電 話

登別市税条例第153条の規定により、次のとおり減免を申請します。

なお、申請にあたっては、市長の求めに応じ必要な資料の提出及び事情の聴取に対して誠実に対応することを誓約いたします。

保険証番号	年	度	通知書番号	期	別	年	税	額
申請理由								
□ (1) 死亡	、心身	の重大	な障害、疾病、	負傷等	等により	減収したたと	<b>か</b>	
. , . , ,			廃止、事業には				載収したた	め
			以後に生活保証					
, , - ,		事施設	その他これらり	こ準ず	る施設に	上収容され、独	寮養の給付	等の制限を
受けた								
□ (5) その	)他							
具体的な理由	I							

注:減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

	家		族		の		状		況				
氏	名	続柄	生	年	月	日	年齢	職	業及	こび	勤	務	先

	今	年	Ø	見	込	所	得	金	額	(円)
氏	名	収入	の種類		収入金	額	所	得控除	額	所得金額
			合	•	計					

決裁		

# 国民健康保険税減免(承認・不承認)決定伺書

別紙申請について、登別市税条例第153条の規定により、次のとおり(承認・不承認)決定してよろしいか。

記

住	所					電	話							
氏	名					保 番	険証 号							
年	度	期	別	年	税	額	減	免	額	減	免	後	の	額
		    別市国民健康	保険和	見の減免	たに関す	よる事	務取扱	要綱第	条第	j	子該	<b>当</b>		

生活の状況等

# 減免算定額

# □第2条第1号及び第2号該当

当該世	上帯の見	込所得	金額	の書	+ ①		円
当該世帯	の保険税の算	定根拠とた	なった原	所得の		円	
収入	割合	( ①	/	2	)		割
減	免	Ę	割		合	10分の (7・6・5・4・3・2)	
減免割	合による	減免後	どの保	R 険 秒	总額		円
見込所	得金額によ	り算定	したイ	保険和	说額		円
減免	· 後 σ	保	険	税	額		円

# □第2条第3号該当

生活保護世帯となった日	
資格喪失により月割算定した後の賦課額 ①	円
納付済の保険税額②	円
減免額 (①-②)	円

# □第2条第4号該当

拘	禁さ	れ	て	٧١	た	期	間	
拘	禁 期	間に	係	る	所得	上割	1)	円
拘	禁期	間に	係	る	均等	割	2	円
拘禁	禁期間に係	系る平等	割	(単貞	∤世帯	のみ)	3	円
拘	禁期間に	係る湯	免额	頁 ((	1)+(	2) + (3	3))	円
減	免	多 の	f	呆	険	税	額	円

# □第2条第5号該当

市	長か	必必	要	と	認	め	る	減	免	割	合	
減					免						額	円
減	免	後	Z Z	の		保	[	険	稅	Ĺ	額	円
									特	5月	な事	情の内容

#### 国民健康保険税減免(承認・不承認)決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長 印

先に申請されました国民健康保険税の減免について、登別市税条例第153条第1項第2号及び 第3号(登別市国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱第条第号)の規定に(該当する ・該当しない)ので、次のとおり通知します。

記

《税額の内訳》 年度分 納税通知書番号 保険証番号

区分	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				(1期)	(2期)	(3期)	(4期)	(5期)	(6期)	(7期)	(8期)	(9期)	(10期)
当初 税額													
減免 税額													
減免後 税額													

《减免に該当しない埋由》		

#### ○教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

#### 国民健康保険税減免取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長 印

年 月 日付け 第 号で決定しました国民健康保険税の減免については、次のと おり取り消しましたので、通知します。

記

《税額の内訳》 納税通知書番号 保険証番号 年度分 区分 年税額 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 (1期) (2期) (3期) (4期) (5期) (6期) (7期) (8期) (9期) (10期) 当初 税額 減免 税額 減免後 税額

《颅兄取伯廷田》		

#### ○教示

//社会 150 沙田 15 //

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。